

特定個人情報保護評価計画管理書

評価実施機関名

愛媛県八幡浜市長

作成・最終更新日

令和5年12月19日

担当部署

総務企画部総務課行政係

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
1	・番号法第7条 ・住基法第30条の6 (市町村長から都道府 県知事への本人確認情 報の通知等)等	住民基本台帳に関 する事務	・既存住民基本台帳システ ム(既存住基システム) ・住民基本台帳ネットワ ークシステム ・ID連携サーバ(団体内 統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ ・コンビニ交付システム	○	令和3年6月21日	2024年	9月頃	基礎				市民福祉部 市民課
-	番号法第9条第 3項	給与支払事務	・職員給与システム	○							職員又は職員で あった者の給与 に関する事項を 記録した特定個 人情報ファイル を取り扱うシス テムのため特定 個人情報保護 評価の実施が 義務づけられな い	総務企画部 総務課
-	番号法別表第 一8	保育料の徴収等	・保育料システム	○							対象人数が千 人未満のため特 定個人情報保 護評価の実施 が義務付けられ ない	市民福祉部 子育て支援 課
-	番号法別表第 一9	児童相談関係事務		○							対象人数が千 人未満のため特 定個人情報保 護評価の実施 が義務付けられ ない	市民福祉部 子育て支援 課
2	番号法別表第 一10、76	健康管理に関する 事務	・健康管理システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	×	令和2年6月1日	2022年	4月頃	基礎				市民福祉部 保健セン ター

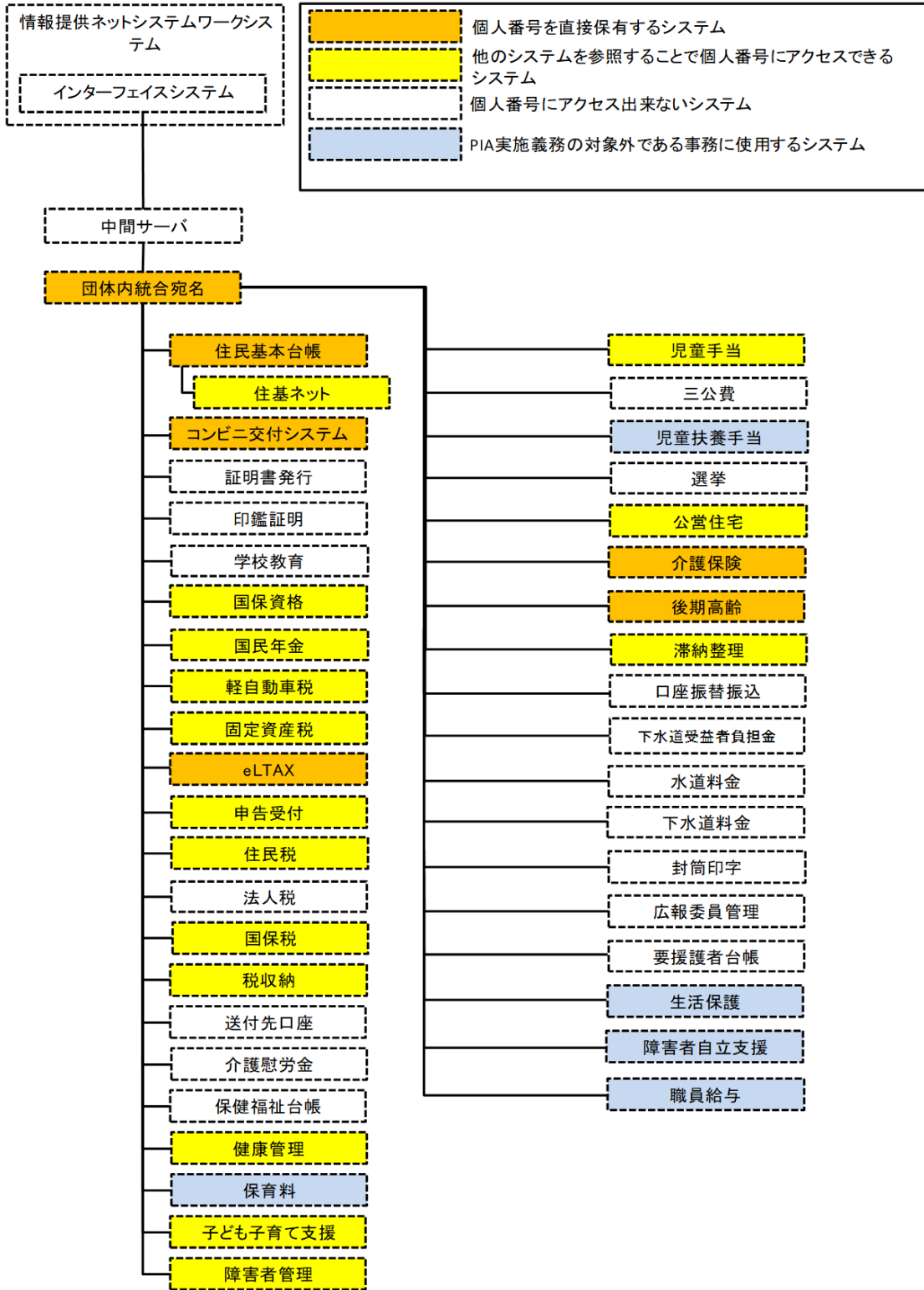
評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
3	番号法別表第 一12	身体障害者サービ ス事務	・障害者管理システ ム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年	4月頃	基礎				市民福祉部 社会福祉課
-	番号法別表第 一15	生活保護関係事務	・生活保護システム	○							対象人数が千 人未満のため特 定個人情報保 護評価の実施 が義務付けられ ない	市民福祉部 社会福祉課
4	番号法別表第 一16	税の滞納管理に関 する事務	・滞納整理システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年	4月頃	基礎				総務企画部 税務課
5	番号法別表第 一16	個人住民税関係事 務	・住民税システム ・滞納整理システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ ・eLTAX ・コンビニ交付シス テム	○	令和3年6月21日	2024年	9月頃	基礎				総務企画部 税務課
6	番号法別表第 一16	固定資産税関係事 務	・固定資産税システ ム ・滞納整理システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年	4月頃	基礎				総務企画部 税務課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
7	番号法別表第 -16	軽自動車税関係事務	・軽自動車税システム ・滞納整理システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年	4月頃	基礎				総務企画部 税務課
8	番号法別表第 -16	国民健康保険税関係事務	・国民健康保険税システム ・滞納整理システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年	4月頃	基礎				総務企画部 税務課
9	番号法別表第 -19、35	公営住宅・改良住宅の管理事務	・公営住宅システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年	4月頃	基礎				総務企画部 財政課
-	番号法別表第 -27	学校保健医療事務		○							対象人数が千人未満のため特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	学校教育課
10	番号法別表第 -30	国民健康保険事務	・国民健康保険システム ・ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ ・国保総合システムおよび国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバ等	○	令和2年6月1日	2022年	4月頃	基礎				市民福祉部 市民課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署	
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
11	番号法別表第 一36の2	被災者台帳作成事 務	・被災者支援システ ム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	未定	令和2年6月1日	2022年	4月頃	基礎					総務企画部 総務課
-	番号法別表第 一37、46	児童扶養手当等に 関する事務	・児童扶養手当シス テム	○								対象人数が千 人未満のため特 定個人情報保 護評価の実施 が義務付けられ ない	市民福祉部 子育て支援 課
-	番号法別表第 一41	高齢者施設入所に 関する事務		○								対象人数が千 人未満のため特 定個人情報保 護評価の実施 が義務付けられ ない	市民福祉部 社会福祉課
-	番号法別表第 一47	福祉手当事務		○								対象人数が千 人未満のため特 定個人情報保 護評価の実施 が義務付けられ ない	市民福祉部 市民課
12	番号法別表第 一49、76	母子保健、健康増 進に関する事務	・健康管理システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ ・サービス検索・電 子申請機能 ・ワクチン接種記録 システム	○	令和3年4月27日	2022年	4月頃	基礎					市民福祉部 保健セン ター
13	番号法別表第 一56	児童手当の支給に 関する事務	・児童手当システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年	4月頃	基礎					市民福祉部 子育て支援 課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
14	番号法別表第 —59	後期高齢者医療保 険事務	・後期高齢者医療 システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年	4月頃	基礎				市民福祉部 市民課
15	番号法別表第 —68	介護保険関係事務	・介護保険システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年	4月頃	基礎				市民福祉部 保健セン ター
-	番号法別表第 —84	障害者自立支援に 関する事務	・G-Trust	○							対象人数が千 人未満のため特 定個人情報保 護評価の実施 が義務付けられ ない	市民福祉部 社会福祉課
16	番号法別表第 —94	子ども子育て支援 関係事務	・子育て支援システ ム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年	4月頃	基礎				市民福祉部 子育て支援 課
17	番号法別表第 —31	国民年金関係事務	・国民年金システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年	4月頃	基礎				市民福祉部 市民課

(別添1) システム概要図



(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス

1. 個人番号にアクセスできるシステム

個人番号を直接保有するシステム	<ul style="list-style-type: none">・宛名管理システム・住民基本台帳システム・介護保険システム・後期高齢システム・eLTAX	<ul style="list-style-type: none">・コンビニ交付システム
他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム	<ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳ネットワークシステム・国保資格システム・国民年金システム・軽自動車税システム・固定資産税システム・申告受付システム・住民税システム・国保税システム・税収納システム	<ul style="list-style-type: none">・健康管理システム・子ども子育て支援システム・障害者管理システム・児童手当システム・公営住宅システム・滞納整理システム

2. 個人番号にアクセスできないシステム

ネットワークが物理的に分離しているシステム	<ul style="list-style-type: none">・職員給与システム・生活保護システム・障害者自立支援システム	
ネットワークが論理的に分離しているシステム		
ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム	<ul style="list-style-type: none">・証明書発行システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・印鑑証明システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・学校教育システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・法人税システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・送付先口座システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・介護慰労金: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・保健福祉台帳システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・三公費システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・選挙システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・口座振替振込システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・下水道受益者負担金システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・水道料金システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・下水道料金システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・封筒印字システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・広報委員管理システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・要援護者台帳システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御	